

事務連絡
令和4年10月25日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

印紙税非課税措置の適用について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、租税特別措置法により、平成28年4月1日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災をされた方（被災者）が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられています。

今般、令和4年福島県沖を震源とする地震について、一部の区域が該当区域に追加されたことおよび令和4年8月3日からの大雨による災害について被災者生活再建支援法の適用があり、上記措置の対象となっている旨、別添のとおり、国土交通省より周知依頼がありましたので、貴会会員企業の皆様へ周知賜われますよう、よろしく願い申し上げます。

（添付資料）

別添 国土交通省からの周知依頼文（印紙税非課税措置）

（参考）

国税庁ホームページ：リーフレット、Q&A

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/inshi_2904.pdf

以 上

【担当】 事業部 山中

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp